

指定障がい福祉サービス事業者

児童発達支援
児童発達支援センター
運営指導
事前提出資料

● 添付書類（資料提出前に今一度ご確認ください）

- (1) 運営規程
- (2) サービス利用契約書（ひな形）
- (3) 重要事項説明書（ひな形）
- (4) 事業所の平面図（市へ届出を行った直近のもの）
- (5) 位置図（自動車等で行くことができるもの）
- (6) 施設パンフレット（事業所の概要が分かるもの）
（ない場合は添付不要）
- (7) 報酬・加算に関する体制届（市へ届出を行った直近のもの）
- (8) 勤務形態一覧表（資料作成日現在のもの）
- (9) 組織図

● 記入上の注意

- (1) 確認事項ごとに自主点検を行うとともに、当該事業所の前年度実績又は資料作成日現在等の状況を記入すること。
- (2) 確認事項の内容を満たしているものは「適」を、そうでないものは「不適」をプルダウンリストから選択してください。
- (3) 資料の作成に当たっては、できるだけ両面印刷（長辺とじ）で作成してください。
- (4) 資料及び添付資料の提出の際は、ホチキスでなく、クリップを使用してください。契約書等は製本せず、ばらした状態でクリップで留めてください。

事業所名		事業所所在地	〒 新潟市
届出定員	人		TEL : FAX :
事業者（法人）名		運営指導年月日	令和 年 月 日
事業者（法人）代表者 職・氏名		資料作成年月日	令和 年 月 日
施設長（管理者）氏名		事業開始年月日	令和 年 月 日
本資料作成者氏名		福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	令和 年 月 日
監査対応者氏名			

本資料中の法令、告示等の略称は次のとおりである。

法……児童福祉法

事業条例……新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平24厚令15……児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

平11厚令37……指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

平18厚令34……指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

平18厚令36……指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

平18厚令171……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

平24厚告122……児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当支援通所に要する費用の額の算定に関する基準

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（児童発達支援、児童発達支援センター）

※本資料では国の参考様式に倣い「障がい」ではなく「障害」の文字を使用しています。

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
第1 基本方針		法第21条の5の18				
	（１）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	平24厚令15第3条第2項	事業条例第5条		・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録	
	（２）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条第3項	事業条例第5条		・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録 ・福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	
	（３）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3条第4項	事業条例第5条		・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類	
	（４）指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。	平24厚令15第4条	事業条例第5条		・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録	
第2 人員に関する基準		法第21条の5の19第1項				

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
1 従業者の員数（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	（１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。	平24厚令15 第5条第1 項 平24厚令15 第5条第5 項	事業条例 第6条第1 項、第5項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	別表1 －1 別表2 別表3
	一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上					別表1 －1 別表2 別表3
	二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上					別表1 －1 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合</p>	平24厚令15 第5条第2 項 平24厚令15 第5条第5 項	事業条例 第6条第2 項、第5項		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー1 別表2 別表3
	<p>(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。</p>	平24厚令15 第5条第3 項	事業条例 第6条第3 項		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー1 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次広平 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。）</p> <p>一 嘱託医 1 以上 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 1 以上 三 児童指導員又は保育士 1 以上 四 機能訓練担当職員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上</p>	平24厚令15 第5条第4 項	事業条例 第6条第4 項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	別表1 ー1 別表2 別表3
	(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15 第5条第6 項	事業条例 第6条第6 項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	別表1 ー1 別表2 別表3
	(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15 第5条第7 項	事業条例 第6条第7 項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	別表1 ー1 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次法第15条第8項 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検結果	関係書類	別表
	(7)(1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15第5条第8項	事業条例第6条第8項		・勤務実績表 ・出勤簿(タイムカード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	別表1 ー1 別表2 別表3
	(8)(1)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	平24厚令15第5条第9項	事業条例第6条第9項		・障害児の支援に支障がないことが分かる書類	別表1 ー1 別表2 別表3
(児童発達支援センターの場合)	(9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(14)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。) 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。) ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第6条第1項	事業条例第7条第1項		・勤務実績表 ・出勤簿(タイムカード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	別表1 ー2 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>(10) (9) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	平24厚令15 第6条第2 項	事業条例 第7条第2 項		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3
	<p>(11) (9) 及び (10) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。</p>	平24厚令15 第6条第3 項	事業条例 第7条第3 項		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3
	<p>(12) (10) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。</p>	平24厚令15 第6条第4 項	事業条例 第7条第4 項		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(13) (9)、(10) 及び (12) ((9) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(9) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)	平24厚令15 第6条第6 項、第7項	事業条例 第7条第6 項、第7項		・勤務実績表 ・出勤簿(タイム カード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数(平均 利用人数)が分か る書類(実績表 等)	別表1 ー2 別表2 別表3
	(14) (11) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	平24厚令15 第6条第8 項	事業条例 第7条第8 項		・勤務実績表 ・出勤簿(タイム カード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数(平均 利用人数)が分か る書類(実績表 等)	別表1 ー2 別表2 別表3
	(経過措置) (9) から (14) までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所(以下「旧指定医療型児童発達支援事業所」という。)のうち、令和6年改正府令附則第2条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。	令6内令5 附則第2条 令6内令5 第1条 の規定によ る改正前の 平24厚令15 第56条				別表1 ー2 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>① 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>一 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>二 児童指導員 一以上</p> <p>三 保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） 一以上</p> <p>四 看護職員 一以上</p> <p>五 理学療法士又は作業療法士 一以上</p> <p>六 児童発達支援管理責任者 一以上</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3
	<p>② ①の各号に掲げる従業者のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3
	<p>③ ①の各号及び②に規定する従業者は、専ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	別表1 ー2 別表2 別表3
	<p>④ ③の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の支援に支障がないことが分かる書類 	別表1 ー2 別表2 別表3

確認項目	確認事項	低次広平 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
2 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平24厚令15 第7条	事業条例 第8条		・管理者の雇用形態が分かる書類 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表	別表1 ー1 別表1 ー2 別表2 別表3
3 従たる事業所を設置する場合における特例	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（（2）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（2）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24厚令15 第8条第1項	事業条例 第9条第1項		・適宜必要と認める資料	
	（2）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15 第8条第2項	事業条例 第9条第2項		・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	
第3 設備に関する基準		法第21条の5の19第2項				
（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15 第9条第1項	事業条例 第10条第1項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
	（2）（1）に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15 第9条第2項	事業条例 第10条第2項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
	（3）（1）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15 第9条第3項	事業条例 第10条第3項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
（児童発達支援センターの場合）	（4）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（7）まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。	平24厚令15 第10条第1項	事業条例 第11条第1項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	

確認項目	確認事項	低規格等 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(5) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4)に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。	平24厚令15 第10条第2 項	事業条例 第11条第2 項		・平面図 【目視】	
	(6) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものにあつては、当分の間、この限りでない。) 一 発達支援室 イ 定員は、おおむね10人とする。こと。 ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。	平24厚令15 第10条第3 項	事業条例 第11条第3 項		・平面図 ・設備・備品等一 覧表 【目視】	
	(7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6)に掲げる場合を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	平24厚令15 第10条第4 項	事業条例 第11条第4 項		・平面図 ・設備・備品等一 覧表 【目視】	
	(経過措置) (4)から(7)までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち、令和6年改府令附則第3条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。	令6内令5 附則第3条 令6内令5 第1条 の規定によ る改正前の 平24厚令15 第58条				
	① 旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三 浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備を有すること。				・平面図 ・設備・備品等一 覧表 【目視】	
	② 旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。				・平面図 【目視】	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	③ ①に規定する設備は、専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、①の第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）				・ 平面図 ・ 設備・備品等一覧表 【目視】	
第4 運営に関する基準		法第21条の5の19第2項				
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。）	平24厚令15第11条	事業条例第12条		・ 運営規程 ・ 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	別表1 －1 別表1 －2
2 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第12条第1項	事業条例第13条第1項		・ 重要事項説明書 ・ 利用契約書	
	（2）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条第2項	事業条例第13条第2項		・ 重要事項説明書 ・ 利用契約書 ・ その他保護者に交付した書面	
3 契約支給量の報告等	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第13条第1項	事業条例第14条第1項		・ 受給者証の写し	
	（2）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条第2項	事業条例第14条第2項		・ 受給者証の写し ・ 契約内容報告書	
	（3）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第13条第3項	事業条例第14条第3項		・ 契約内容報告書	

確認項目	確認事項	低次法 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15 第13条第4 項	事業条例 第14条第4 項		・受給者証の写し ・契約内容報告書	
4 受給資格の 確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平24厚令15 第17条	事業条例 第18条		・受給者証の写し	
5 心身の状況 等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15 第19条	事業条例 第20条		・アセスメント記録 ・ケース記録	
6 指定障害児 通所支援事業者 等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15 第20条第1 項	事業条例 第21条第1 項		・個別支援計画 ・ケース記録	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15 第20条第2 項	事業条例 第21条第2 項		・個別支援計画 ・ケース記録	
7 サービス提供 の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15 第21条第1 項	事業条例 第22条第1 項		・サービス提供の 記録	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15 第21条第2 項	事業条例 第22条第2 項		・サービス提供の 記録	
8 通所利用者 負担額を受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15 第23条第1 項	事業条例 第24条第1 項		・請求書 ・領収書	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。	平24厚令15 第23条第2 項	事業条例 第24条第2 項		・請求書 ・領収書	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額					
	二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額					
	（3）指定児童発達支援事業者は、（1）及び（2）の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令15 第23条第3 項	事業条例 第24条第3 項		・請求書 ・領収書	別表4 (2)
	（4）（3）第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	平24厚令15 第23条第4 項 平24厚告 231	事業条例 第24条第4 項		・請求書 ・領収書 ・重要事項説明書	
	（5）指定児童発達支援事業者は、（1）から（3）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15 第23条第5 項	事業条例 第24条第5 項		・領収書	
	（6）指定児童発達支援事業者は、（3）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15 第23条第6 項	事業条例 第24条第6 項		・重要事項説明書	
9 障害児通所給付費の額に係る通知等	（1）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15 第25条第1 項	事業条例 第26条第1 項		・通知の写し	
	（2）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令15 第25条第2 項	事業条例 第26条第2 項		・サービス提供証明書の写し	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
10 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第26条第2項	事業条例第27条第2項		・適宜必要と認める資料	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この16及び16の2において同じ。）の確保並びに（5）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24厚令15第26条第4項	事業条例第27条第4項		・適宜必要と認める資料	
11 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。	平24厚令15第26条の3	事業条例第27条の3		・適宜必要と認める資料	
12 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項	事業条例第28条第1項		・個別支援計画 ・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条第2項	事業条例第28条第2項		・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条第3項	事業条例第28条第3項		・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の（4）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第27条第4項	事業条例第28条第4項		・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15 第27条第5 項	事業条例 第28条第5 項		・サービス担当者 会議の記録	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15 第27条第6 項	事業条例 第28条第6 項		・個別支援計画	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15 第27条第7 項	事業条例 第28条第7 項		・保護者に交付し た記録 ・個別支援計画	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15 第27条第8 項	事業条例 第28条第8 項		・個別支援計画 ・アセスメント及 びモニタリングに 関する記録	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令15 第27条第9 項	事業条例 第28条第9 項		・モニタリング記 録 ・面接記録	
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15 第27条第10 項	事業条例 第28条第10 項		・(2) から (7) に 掲げる確認資料	
	(11) 児童発達支援管理責任者は、12に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 以下に規定する相談及び援助を行うこと。 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと	平24厚令15 第28条第1 項	事業条例 第29条第1 項		・相談及び援助を 行っていることが 分かる書類（ケー ス記録等）	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。				・他の従業者に指導及び助言した記録	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令15第28条第2項	事業条例第29条第2項		・適宜必要と認める資料	
14 支援	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第30条第1項	事業条例第31条第1項		・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第30条第2項	事業条例第31条第2項		・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平24厚令15第30条第3項	事業条例第31条第3項		・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第30条第4項	事業条例第31条第4項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第30条第5項	事業条例第31条第5項		・従業者名簿 ・雇用契約書 ・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等	
15 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第34条	事業条例第35条		・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
16 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p>	平24厚令15 第37条	事業条例 第38条		・運営規程	
17 勤務体制の 確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15 第38条第1 項	事業条例 第39条第1 項		・従業者の勤務表	別表1－ 1 別表1－ 2 別表2 別表3
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24厚令15 第38条第2 項	事業条例 第39条第2 項		・勤務形態一覧表 または雇用形態が 分かる書類	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15 第38条第3 項	事業条例 第39条第3 項		・研修計画、研修 実施記録	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第38条第4 項	事業条例 第39条第4 項		・就業環境が害さ れることを防止す るための方針が分 かる書類	
18 業務継続計 画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第38条の2 第1項	事業条例 第39条の2 第1項		・業務継続計画	別表5
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。	平24厚令15 第38条の2 第2項	事業条例 第39条の2 第2項		・研修及び訓練を 実施したことが分 かる書類	別表5

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15 第38条の2 第3項	事業条例 第39条の2 第3項		・業務継続計画の 見直しを検討した ことが分かる書類	別表5
19 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15 第39条	事業条例 第40条		・運営規程 ・利用者数が分かる 書類(利用者名 簿等)	別表7
20 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	平24厚令15 第40条第1 項	事業条例 第41条第1 項		・非常火災時対応 マニュアル(対応 計画) ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検 の記録	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15 第40条第2 項	事業条例 第41条第2 項		・避難訓練の記録 ・消防署への届出	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15 第40条第3 項	事業条例 第41条第3 項		・地域住民が訓練 に参加しているこ とが分かる書類	
21 安全計画の 策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第40条の2 第1項	事業条例 第41条の2 第1項		・安全計画に関す る書類	別表5
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。	平24厚令15 第40条の2 第2項	事業条例 第41条の2 第2項		・研修及び訓練を 実施したことが分 かる書類	別表5
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15 第40条の2 第3項	事業条例 第41条の2 第3項		・保護者に周知し たことが分かる書 類	別表5

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15 第40条の2 第4項	事業条例 第41条の2 第4項		・安全計画に関する書類	別表5
22 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15 第40条の3 第1項	事業条例 第41条の3 第1項		・自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	平24厚令15 第40条の3 第2項	事業条例 第41条の3 第2項		・見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類	
23 衛生管理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15 第41条第1項	事業条例 第42条第1項		・衛生管理に関する書類	別表5
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15 第41条第2項	事業条例 第42条第2項		・衛生管理に関する書類	別表5
	① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。				・委員会議事録	別表5
	② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 【指針への規定が想定されるもの】 ○平常時の対策 ・事業所内の衛生管理（環境の整備等） ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策、手洗いの基本等） ○発生時の対応 ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・医療処置 ・行政への報告等				・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	別表5

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。				・研修及び訓練を実施したことが分かる書類	別表 5
24 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15 第43条第1 項、第2項	事業条例 第44条第1 項、第2項		・事業所の掲示物 又は備え付け閲覧物	
25 身体拘束等の 禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平24厚令15 第44条第1 項	事業条例 第45条第1 項		・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類	別表 5 別表 6
	(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15 第44条第2 項	事業条例 第45条第2 項		・身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	別表 5 別表 6
	(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15 第44条第3 項	事業条例 第45条第3 項			別表 5 別表 6
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。				・委員会議事録	別表 5 別表 6
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 【指針に盛り込む項目】 ・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針				・身体拘束等の適正化のための指針	別表 5 別表 6

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。				・研修を実施したことが分かる書類	別表 5 別表 6
26 虐待等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15 第45条第1項	事業条例 第46条第1項		・個別支援計画 ・虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ・ケース記録 ・業務日誌	別表 5
	(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15 第45条第2項	事業条例 第46条第2項			別表 5
	① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。				・委員会議事録 ・従業者に周知したことが分かる書類	別表 5
	② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。				・研修を実施したことが分かる書類	別表 5
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。				・担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）	別表 5
27 秘密保持等	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15 第47条第1項	事業条例 第48条第1項		・従業者及び管理者の秘密保持誓約書	

確認項目	確認事項	低次法第 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第47条第2 項	事業条例 第48条第2 項		・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15 第47条第3 項	事業条例 第48条第3 項		・個人情報同意書	
28 情報の提供等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15 第48条第1 項	事業条例 第49条第1 項		・情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15 第48条第2 項	事業条例 第49条第2 項		・事業者のHP画面・パンフレット	
29 苦情解決	(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第50条第1 項	事業条例 第51条第1 項		・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物	別表6
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15 第50条第2 項	事業条例 第51条第2 項		・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル	別表6
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15 第50条第3 項	事業条例 第51条第3 項		・市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、 (3) の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15 第50条第4 項	事業条例 第51条第4 項		・都道府県等への 報告書	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が 同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15 第50条第5 項	事業条例 第51条第5 項		・運営適正化委員 会の調査又はあっ せんに協力したこ とが分かる資料	
30 事故発生時の 対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事 故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第52条第1 項	事業条例 第53条第1 項		・事故対応マニユ アル ・都道府県、市町 村、家族等への報 告記録	別表6
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置 について、記録しているか。	平24厚令15 第52条第2 項	事業条例 第53条第2 項		・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの 記録	別表6
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠 償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令15 第52条第3 項	事業条例 第53条第3 項		・再発防止の検討 記録 ・損害賠償を速や かに行ったことが 分かる資料(賠償 責任保険書類等)	別表6
31 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するととも に、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15 第53条	事業条例 第54条		・収支予算書・決 算書等の会計書類	
32 記録の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整 備しているか。	平24厚令15 第54条第1 項	事業条例 第55条第1 項		・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書 類	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 四 37(2)に規定する身体拘束等の記録 五 42(2)に規定する苦情の内容等の記録 六 44(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	平24厚令15 第54条第2 項	事業条例 第55条第2 項		・左記一から六までの書類	
第5 共生型障害児通所支援に関する基準	児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	法第21条の 5の17				
1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	平24厚令15 第54条の2	事業条例 第55条の2		・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15 第54条の3 平11厚令37 平18厚令34	事業条例 第55条の3			
	一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。				・平面図 【目視】 ・利用者数が分かる書類	

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
3 共生型児童 発達支援の事業 を行う指定小規 模多機能型居宅 介護事業者等の 基準	二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。				・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第54条の4 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72条の2	事業条例第55条の4			
	一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。				・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。</p> <p>〔 登録定員 : 利用定員〕 26人又は27人 : 16人 28人 : 17人 29人 : 18人</p>				・ 運営規程 ・ 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	
	三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。				・ 平面図 【目視】	
	四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。				・ 勤務実績表 ・ 出勤簿（タイムカード） ・ 従業員の資格証 ・ 勤務体制一覧表 ・ 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
4 準用	（平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節（第11条を除く。）の規定を準用）	平24厚令15第54条の5	事業条例第55条の5		・ 同準用項目と同一文書	
第6 基準該当通所支援に関する基準		法第21条の5の4第1項第2号				
1 従業者の員数	（1）児童発達支援に係る基準該当通所支援（基準該当児童発達支援）の事業を行う者（基準該当児童発達支援事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。					

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平24厚令15 第54条の6 第1項	事業条例 第56条第1 項		・勤務実績表 ・出勤簿(タイムカード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	
	二 児童発達支援管理責任者 1以上					
	(2)(1)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	平24厚令15 第54条の6 第3項	事業条例 第56条第3 項		・障害児の支援に支障がないことが分かる書類	
2 設備	(1) 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15 第54条の7 第1項	事業条例 第57条第1 項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
	(2) (1)に規定する発達支援を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15 第54条の7 第2項	事業条例 第57条第2 項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
	(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものであるか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15 第54条の7 第3項	事業条例 第57条第3 項		・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】	
3 利用定員	基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。	平24厚令15 第54条の8	事業条例 第58条		・運営規程 ・利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	
4 準用	(平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条及び第4節(第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。)の規定を準用)	平24厚令15 第54条の9	事業条例 第59条		・同準用項目と同一文書	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
5 指定生活介護事業所に関する特例	次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合に、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。）	平24厚令15 第54条の10	事業条例 第60条			
	一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの5の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。				・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
6 指定通所介護事業所等に関する特例	次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。）	平24厚令15 第54条の11	事業条例 第61条			
	一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。				・平面図 【目視】	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。				・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
7 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。）を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。）	平24厚令15 第54条の12 平18厚令第 34号	事業条例 第61条の2			
	一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。				・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>〔登録定員：利用定員〕 26人又は27人：16人 28人：17人 29人：18人</p>				・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	
	<p>三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>				・平面図 【目視】	
	<p>四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p>				・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
第7 多機能型 事業所に関する 特例		法第21条の 5の19				
1 従業者の員 数に関する特例	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（9）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（3）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障害児の数が10までのもの 2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	平24厚令15 第80条第1 項 (第5条第 1項適用)	事業条例第 90条準用 (第6条第1 項)	・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）		
	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>二 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	平24厚令15 第80条第1 項 (第5条第 2項適用)	事業条例第 90条準用 (第6条第2 項)	・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）		

確認項目	確認事項	低次広平 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	平24厚令15 第80条第1 項 (第5条第 3項適用)	事業条例第 90条準用 (第6条第3 項)		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	
	(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（8）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。） 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位（指定通所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15 第80条第1 項 (第6条第 1項、第6 項適用)	事業条例第 90条準用 (第7条第1 項、第6 項)		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	
	(5) (4)各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	平24厚令15 第80条第1 項 (第6条第 2項適用)	事業条例第 90条準用 (第7条第2 項)		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(6) (4) 及び (5) に掲げる従業員のほか、多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。	平24厚令15 第80条第1 項 (第6条第 3項適用)	事業条例第 90条準用 (第7条第3 項)		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	
	(7) (4) から (6) まで（(4) 第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら、当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令15 第80条第1 項 (第6条第 7項適用)	事業条例第 90条準用 (第7条第7 項)		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	
	(8) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15 第80条第2 項	事業条例第 90条第2項		・勤務実績表 ・出勤簿（タイム カード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均 利用人数）が分か る書類（実績表 等）	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15 第81条	事業条例第 91条		・平面図 ・設備・備品等一 覧表 【目視】	
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15 第82条第1 項	事業条例第 92条第1項		・運営規程 ・利用者数が分か る書類（利用者名 簿等）	

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	平24厚令15 第82条第2 項	事業条例第 92条第2項		・運営規程 ・利用者数が分か る書類(利用者名 簿等)	
	(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。	平24厚令15 第82条第3 項	事業条例第 92条第3項		・運営規程 ・利用者数が分か る書類(利用者名 簿等)	
	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平24厚令15 第82条第4 項	事業条例第 92条第4項		・運営規程 ・利用者数が分か る書類(利用者名 簿等)	
	(5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、(2) 中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15 第82条第5 項 平24厚告 232	事業条例第 92条第5項		・運営規程 ・利用者数が分か る書類(利用者名 簿等)	
第9 障害児通 所給付費の算定 及び取扱い		法第21条の 5の3第2 項				
1 基本事項	(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告 122第一号 平24厚告 128			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等体制等状況 一覧表、当該加算 の届出書等	別表 4
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告 122第三号				別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
2 児童発達支援給付費 (児童発達支援センターで行う場合)	(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。)に届け出た指定児童発達支援の単位(平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第5条第5項及び第6条第6項に規定)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定)を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 1 平24厚告 269第一号			・児童発達支援計画 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(児童発達支援センター以外で行う場合)	(2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(児童発達支援センターであるものを除く。)において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2 平24厚告 269第二号			・児童発達支援計画 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	(2の2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2の2 平24厚告 269第二号 の二			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(共生型の場合)	(2の3) 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所(共生型児童発達支援事業所)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2の3 平24厚告 269第二号 の三			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(基準該当の場合)	(2の4) 基準該当児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の四に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において、基準該当児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2の4 平24厚告 269第二号 の四			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(時間区分)	(2の5)(1)及び(2)の規定する場合にあつては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2の5			・児童発達支援計画 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(指定児童発達支援等の提供時間)	(2の6)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定児童発達支援等)を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 2の6			・児童発達支援計画 ・市町村が認めたことが分かる資料 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(減算が行われる場合)	(3)児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 3			・適宜必要と認める資料	別表4
	① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合	平24厚告 271第一号 イ、ロ				別表4
	② 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50					別表4
	③ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85					別表4
	④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降) 100分の85					別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(開所時間減算)	(4) 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業所等)の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 4 平24厚告 271第一号 ハ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(身体拘束廃止未実施減算)	(5) 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。) イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 5			・第4の37に定める確認文書等	別表4
(虐待防止措置未実施減算)	(6) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。) イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 5の2			・第4の38に定める確認文書等	別表4
(業務継続計画未策定減算)	(7) 指定通所基準第38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 6			・第4の29に定める確認文書等	別表4
(情報公表未報告減算)	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 6の2			・適宜必要と認める資料	別表4

確認項目	確認事項	低次法下 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(中核機能強化 加算)	(9) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しないか。 イ 中核機能強化加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合 ロ 中核機能強化加算（Ⅱ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合 ハ 中核機能強化加算（Ⅲ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合	平24厚告 122別表第 1の1の注 7の2 平24厚告 270第一号			・地域障害児支援 体制中核拠点登録 通知書 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(中核機能強化 事業所加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告 122別表第 1の1の注 7の2 平24厚告 270第一号 の二			・地域障害児支援 体制中核拠点登録 通知書 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(児童指導員等 加配加算)	(11) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の1の注 8 平24厚告 270第一号 の三			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合</p> <p>② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）</p> <p>③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）</p> <p>④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）</p> <p>⑤ その他の従業者を配置する場合</p>					別表 4
	<p>ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合</p> <p>② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）</p> <p>③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）</p> <p>④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）</p> <p>⑤ その他の従業者を配置する場合</p>					別表 4
	<p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合</p> <p>② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）</p> <p>③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）</p> <p>④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）</p> <p>⑤ その他の従業者を配置する場合</p>					別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(専門的支援体制加算)	<p>(12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（(11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の(3)の②を算定している場合は加算していないか。</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p>	平24厚告 122別表第 1の1の注 9 平24厚告 270第一号 の四			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(看護職員加配加算)	<p>(13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 看護職員加配加算（Ⅰ） 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合</p> <p>ロ 看護職員加配加算（Ⅱ） 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合</p>	平24厚告 122別表第 1の1の注 10 平24厚告 269第三号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(共生型サービス体制強化加算)	<p>(14) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位</p> <p>ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合78単位</p>	平24厚告 122別表第 1の1の注 11			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
3 家族支援加算	<p>(1) 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 家族支援加算（Ⅰ） (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 (一) 所要時間1時間以上の場合 (二) 所要時間1時間未満の場合 (2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</p> <p>ロ 家族支援加算（Ⅱ） (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</p>	平24厚告 122別表第 1の2の注 1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
						別表4
						別表4
	<p>(2) 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（1）のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（1）のロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のロを算定していないか。</p>	平24厚告 122別表第1 の2の注2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
3の2 子育てサポート加算	<p>指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告 122別表第 1の2の2 の注			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4

確認項目	確認事項	低所得者等 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
4 食事提供加算	<p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 食事提供加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合</p> <p>ロ 食事提供加算（Ⅱ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合</p>	平24厚告 122別表第 1の3の注 平24厚告 270第一号 の五			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
5 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の4の注			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
6 福祉専門職員配置等加算	<p>（1）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省令第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告 122別表第 1の5の注 1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	<p>（2）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。</p>	平24厚告 122別表第 1の5の注 2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	<p>（3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。</p>					別表4

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	① 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。					別表 4
	② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。					別表 4
7 栄養士配置 加算	（1）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平24厚告 122別表第 1の6の注 1			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
	（2）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平24厚告 122別表第 1の6の注 2			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
8 欠席時対応 加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の7の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
9 専門的支援 実施加算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(3)の②を算定している場合又は2の(14)のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。	平24厚告 122別表第 1の8の注 平24厚告 270第一号 の六			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
9の2 強度行 動障害児支援加 算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の8の2 の注 平24厚告 270第一号 の七・第一 号の八			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
9の3 集中的 支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の8の3 の注 平24厚告 270第一号 の九			・広域的支援人材 を受け入れたこと が確認できる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
9の4 人工内 耳装用児加算 (人工内耳装用 児加算(I))	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の8の4 の注1 平24厚告 269第四号 平24厚告 270第一号 の十			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法下 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(人工内耳装用 児加算(Ⅱ))	言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の8の4 の注2 平24厚告 270第一号 の十一			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
9の5 視覚・ 聴覚・言語機能 障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児(視覚障害児等)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の8の5 の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
10 個別サポー ト加算						別表4
(個別サポート 加算(Ⅰ))	(1) 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。	平24厚告 122別表第 1の9の注 1			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
(個別サポート 加算(Ⅱ))	(2) 要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の9の注 2			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
10の2 入浴支 援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告 122別表第 1の9の2 の注 平24厚告 269第四号 の二 平24厚告 270第一号 の十二			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
11 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定していないか。</p>	平24厚告 122別表第 1の10の注 1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	<p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が1時間以上2時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定していないか。</p>	平24厚告 122別表第 1の10の注 2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	<p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。</p>	平24厚告 122別表第 1の10の注 3			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。</p>	平24厚告 122別表第 1の10の注 4			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	<p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の口の(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。</p>	平24厚告 122別表第 1の10の注 5			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に算定していないか。	平24厚告 122別表第 1の10の注 6			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	(7) 医療連携体制加算(VII)については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。	平24厚告 122別表第 1の10の注 7			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
12 送迎加算	(1) 障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	(1の2)(1)を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 1の2 平24厚告 269第四号 の三			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	(1の3)(1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児)の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 1の3 平24厚告 269第四号 の四			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 2 平24厚告 269第四号 の五			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
	(3) 中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 3 平24厚告 269第四号 の六			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
	(4) (1) から (3) までは規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表第 1の11の注 4			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
13 延長支援加算	(1) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。） (1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。） (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児（重症心身障害児を除く。）に対し延長支援を行う場合 (1) 障害児の場合（(2)に規定する場合及び重症心身障害児を除く。） (2) 医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。）	平24厚告 122別表第 1の12の注 1 平24厚告 269第四号 の七			・児童発達支援計 画 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(2) (1) のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上 1 時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、(1) のイの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1 日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	平24厚告 122別表第 1 の12の注 2			・児童発達支援計画 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	(3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 ロ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	平24厚告 122別表第 1 の12の注 3 平24厚告 269第五号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
13の2 関係機関連携加算						別表 4
(関係機関連携加算 (I))	(1) 関係機関連携加算 (I) については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1 月に1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第9の2の(14)のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。	平24厚告 122別表第 1 の12の2 の注 1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(関係機関連携加算 (II))	(2) 関係機関連携加算 (II) については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1 の12の2 の注 2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(関係機関連携加算 (III))	(3) 関係機関連携加算 (III) については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1 の12の2 の注 3			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
	(3の2) 関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告 122別表第 1の12の2 の注4			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
(関係機関連携 加算(Ⅳ))	(4) 関係機関連携加算(Ⅳ)については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の12の2 の注5			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
13の3 事業所 間連携加算	指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合 ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合	平24厚告 122別表第 1の12の3 の注 平24厚告 270第一号 の十三			・事業所間連携確 認書 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
13の4 保育・ 教育等移行支援 加算	(1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表第 1の12の4 の注1			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
	(2) 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表 第1の12の4 の注2			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
	(3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表 第1の12の4 の注3			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	低次法下 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
13の5 共生型 サービス医療的 ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、11の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告 122別表第 1の12の5 の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
14 福祉・介護 職員等処遇改善 加算 (令和6年6月 1日以降)	(1)平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	平24厚告 122別表第 1の13の注 1 平24厚告 270第二号			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(令和8年6月1日以降)	<p>(2) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</p> <p>ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数</p>	平24厚告122別表第1の13の注 平24厚告270第二号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
第10 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い						
1 基本事項	<p>(1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表2「経過的障害児通所給付費等単位数表」第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122第二号イ 平24厚告128</p> <p>平24厚告122第三号</p>			<p>・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>	<p>別表4</p> <p>別表4</p>

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
2 主として難聴児経過の児童発達支援給付費	(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表2 第1の1の注1 平24厚告 269第十二号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(時間区分)	(2) 第9の2の(2の5)を準用する。	平24厚告 122別表2第1の1の注2			・児童発達支援計画 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(指定児童発達支援等の提供時間)	(3) 第9の2の(2の6)を準用する。	平24厚告 122別表2第1の1の注3			・児童発達支援計画 ・市町村が認めたことが分かる資料 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(減算が行われる場合)	(4) 第9の2の(3)を準用する。	平24厚告 122別表2第1の1の注4 平24厚告 271第一号イ、ロ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(開所時間減算)	(5) 第9の2の(4)を準用する。	平24厚告 122別表2第1の1の注5 平24厚告 271第一号ハ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
(身体拘束廃止未実施減算)	(6) 第9の2の(5)を準用する。	平24厚告 122別表2第1の1の注6			・第4の37に定める文書	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(虐待防止措置 未実施減算)	(7) 第9の2の(6)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の1の注7			・第4の38に定め る文書	別表 4
(業務継続計画 未策定減算)	(8) 第9の2の(7)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の1の注8			・第4の39に定め る文書	別表 4
(情報公表未報 告減算)	(9) 第9の2の(8)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の1の注9			・適宜必要と認め る資料	別表 4
(人工内耳装用 児加算)	(10) 第9の9の4(人工内耳装用児加算(I))を準用する。 なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。	平24厚告 122別表2第 1の1の注10 平24厚告 269第十二 号の二 平24厚告 270第一号 の十			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(児童指導員等 加配加算)	(11) 第9の2の(11)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の1の注11 平24厚告 270第一号 の三			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(専門的支援体 制加算)	(12) 第9の2の(12)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の1の注12 平24厚告 270第一号 の四			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令) (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
3 家庭支援加算	第9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の2の注 平24厚告 270第一号 の九		・広域的支援人材 を受け入れたこと が確認できる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
4 子育てサ ポート加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の2の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
5 食事提供加 算	第9の4を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の3の注 平24厚告 270第一号 の五		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
6 利用者負担 上限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の4の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
7 福祉専門職 員配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の5の注 1、注2、注 3		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
8 栄養士配置 加算	第9の7を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の6の注 1、注2		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
9 欠席時対応 加算	第9の8を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の7の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
10 専門的支援 実施加算	第9の9を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の8 平24厚告 270第一号 の六		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
11 強度行動障害児支援加算	第9の9の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の9の注 平24厚告 270第一号 の七・第一 号の八			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
12 集中的支援 加算	第9の9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の10の注 平24厚告 270第一号 の七			・広域的支援人材 を受け入れたこと が確認できる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
13 個別サポー ト加算（Ⅱ）	第9の10の（2）を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の11の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
14 入浴支援加 算	第9の10の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の12の注 平24厚告 269第四号 の二			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令) (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
15 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告 122別表2第 1の14の注1 平24厚告 269第四号 の五 平24厚告 122別表2第 1の14の注2 平24厚告 269第四号 の六 平24厚告 122別表2 第1の14の 注3		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
16 延長支援加 算	第9の13の(1)及び(2)を準用する。	平24厚告 122別表2第 1の15の注 1、注2 平24厚告 269第四号 の七		・児童発達支援計 画 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
17 関係機関連 携加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告 122別表2 第1の16の 注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
18 事業所間連 携加算	第9の13の3を準用する。	平24厚告 122別表2 第1の17の 注 平24厚告 270第一号 の十三		・事業所間連携確 認書 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
19 保育・教育 等移行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告 122別表2 第1の18の 注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
20 福祉・介護 職員等処遇改善 加算 (令和6年6月 1日以降)	第9の14を準用する。	平24厚告 122別表2 第2の19の 注 平24厚告 270第二号			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
第11 主として 重症心身障害児 経過的児童発達 支援給付費の算 定及び取扱い						
1 基本事項	(1) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に 対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別 表2「経過的障害児通所給付費等単位数表」第2により算定する単位数に平成24年厚 生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単 価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告 122第二号 口 平24厚告 128			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
	(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、そ の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告 122第三号			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
2 主として重 症心身障害児経 過的児童発達支 援給付費	(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二 号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位におい て、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算 定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援 事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表2 第2の1の 注1 平24厚告 269第十二 号の七			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
(指定児童発達 支援等の提供時 間)	(2) 第9の2の(2の6)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注1 の2			・児童発達支援計 画 ・市町村が認めた ことが分かる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令) (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(減算が行われる場合)	(3) 第9の2の(3)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注2 平24厚告 271第一号 イ、ロ		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(開所時間減算)	(4) 第9の2の(4)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注3 平24厚告 271第一号 ハ		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
(身体拘束廃止 未実施減算)	(5) 第9の2の(5)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注4		・第4の37に定め る確認文書等	別表 4
(虐待防止措置 未実施減算)	(6) 第9の2の(6)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注5		・第4の38に定め る確認文書等	別表 4
(業務継続計画 未策定減算)	(7) 第9の2の(7)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注6		・第4の29に定め る確認文書等	別表 4
(情報公表未報 告減算)	(8) 第9の2の(8)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注7		・適宜必要と認め る資料	別表 4
(児童指導員等 加配加算)	(9) 第9の2の(11)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注8 平24厚告 270第一号 の三		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令) (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(専門的支援体制加算)	(10) 第9の2の(12)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注9 平24厚告 269第一号 の四		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
(看護職員加配加算)	(12) 第9の2の(13)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の1の注10 平24厚告 269第三号		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
3 家庭支援加算	第9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の2の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
4 子育てサポート加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の3の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
5 食事提供加算	第9の4を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の4の注 平24厚告 269第一号 の五		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
6 利用者負担上限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の5の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
7 福祉専門職員配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の6の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
8 栄養士配置 加算	第9の7を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の7の注 1、注2			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
9 欠席時対応 加算	第9の8を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の8の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
10 専門的支援 実施加算	第9の9を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の9の注 平24厚告 269第一号 の六			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
11 集中的支援 加算	第9の9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の10の注 平24厚告 269第一号 の九			・広域的支援人材 を受け入れること が確認できる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
12 個別サポー ト加算（Ⅱ）	第9の10の（2）を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の11の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
13 入浴支援加 算	第9の10の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の12の注 平24厚告 269第四号 の二 平24厚告 270第一号 の十二			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
14 医療連携体 制加算（Ⅶ）	第9の11の（7）を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の13の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	低次広平 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
15 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告 122別表2第 2の14の注 平24厚告 269第四号 の四			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
16 延長支援加 算	第9の13の(3)を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の15の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
17 関係機関連 携加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の16の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
18 事業所間連 携加算	第9の13の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の17の注 平24厚告 270第一号 の十三			・事業所間連携確 認書 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
19 保育・教育 等移行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の18の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
20 福祉・介護 職員等処遇改善 加算 (令和6年6月 1日以降)	第9の14を準用する。	平24厚告 122別表2第 2の19の注1 平24厚告 270第二号			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
第12 医療型経 過的児童発達支 援給付費の算定 及び取扱い						

確認項目	確認事項	低次広域 (基準省 会)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
1 基本事項	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関（一部改正法附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。）において肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表2「経過的障害児通所給付費等単位数表」第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告 122第二号 ハ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告 122第三号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
2 医療型経過的児童発達支援給付費	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告 122別表 2 第3の1の 注1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(指定児童発達支援等の提供時間)	(2) 第9の2の(2の6)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注1 の2			・児童発達支援計画 ・市町村が認めたことがわかる資料 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(減算が行われる場合)	(3) 第9の2の(3)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注2 平24厚告 271第一号 イ、ロ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4
(開所時間減算)	(4) 第9の2の(4)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注3 平24厚告 271第一号 ハ			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
(身体拘束廃止 未実施減算)	(5) 第9の2の(5)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注4			・第4の37に定め る文書	別表 4
(虐待防止措置 未実施減算)	(6) 第9の2の(6)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注5			・第4の38に定め る文書	別表 4
(業務継続計画 未策定減算)	(7) 第9の2の(7)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注6			・第4の29に定め る文書	別表 4
(情報公表未報 告減算)	(8) 第9の2の(8)を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の1の注7			・適宜必要と認め る資料	別表 4
3 家庭支援加 算	第9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の2の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
4 子育てサ ポート加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の3の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
5 食事提供加 算	第9の4を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の4の注 平24厚告 270第一号 の五			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
6 利用者負担 上限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の5の注			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4
7 福祉専門職 員配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の6の注1			・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表 4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令) (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
8 栄養士配置 加算	第9の7を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の6の注1		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
9 欠席時対応 加算	第9の8を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の7の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
10 専門的支援 実施加算	第9の9を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の8の注 平24厚告 270第一号 の六		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
11 集中的支援 加算	第9の9の3を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の9の注 平24厚告 270第一号 の九		・広域的支援人材 を受け入れたこと が確認できる資料 ・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
12 個別サポー ト加算	第9の10を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の10の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
13 入浴支援加 算	第9の10の2を準用する。	平24厚告 122別表2第 3の11の注 平24厚告 269第四号 の二 平24厚告 270第一号 の十二		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4
14 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告 122別表2第 3の12の注		・体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等	別表4

確認項目	確認事項	根拠法令 (基準省令)	根拠法令 (市条例)	点検 結果	関係書類	別表
15 保育職員加配加算	(1) 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告 122別表2第3の13の注1			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
	(2) 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。	平24厚告 122別表2第3の13の注2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
16 延長支援加算	第9の13の(3)を準用する。	平24厚告 122別表2第3の14の注			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
17 関係機関連携加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告 122別表2第3の15の注1、注2、注3、注4			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
18 事業所間連携加算	第9の13の3を準用する。	平24厚告 122別表2第3の16の注 平24厚告 270第一号の十三			・事業所間連携確認書 ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
19 保育・教育等移行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告 122別表2第3の17の注 平24厚告 122別表第1の12の4の注2			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4
20 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)	第9の14を準用する。	平24厚告 122別表2第3の18の注 平24厚告 270第二号			・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	別表4

【別表1－1】

従業者の員数等

1 定員等

(資料作成日現在)

定 員	人
利用者数	人

(※共生型の場合は本体事業所の定員数を記載)

(注) 1 ①＋②＝障害児の数が10まで 2以上
 障害児の数が10を超える 2に、10を超えて5又はその端数を増すごと
 に1を加えた数以上
 ※1人以上は常勤であること。
 ※機能訓練担当職員等を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士で
 あること。

- 2 児童発達支援管理責任者は、1以上(うち1人以上は専任かつ常勤)
- 3 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員 (①＋②の総数に含めることができる)
- 4 医療的ケアを行う場合は、看護職員 (①＋②の総数に含めることができる)
- 5 主として重症心身障害児を通わせる事業所には、次の従業員を置く。
 - (1) 嘱託医は、1以上
 - (2) 看護職員は、1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士は、1以上
 - (4) 機能訓練担当職員は、1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者は、1以上

2 従業者の員数(共生型の場合は記載不要)

(資料作成日現在) 単位：人

区 分			管理者 (施設長)	児童指導員	保育士	小計	児童発達 支援管理 責任者	嘱託医	看護職員	機能訓練 担当職員	その他の 従業者	合計
				①	②	①＋②						
基準数						0						0
現員数	常勤	専従				0						0
		兼務				0						0
	非常勤	専従				0						0
		兼務				0						0
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【別表1－2】

従業者の員数等〔児童発達支援センターに限る〕

1 定員等 (資料作成日現在)

定 員	人
利用者数	人

- (注) 【児童発達支援センター】
- 1 嘱託医は、1以上
 - 2 ①＋②＝概ね障害児の数を4で除した数以上
※機能訓練担当職員等を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士であること。
 - 3 ①は、1以上
 - 4 ②は、1以上
 - 5 栄養士は、1以上（但し、障害児の数が40人以下の事業所には置かないことができる。）
 - 6 調理員は、1以上（但し、調理業務を全部委託する事業所には置かないことができる。）
 - 7 児童発達支援管理責任者は、1以上
 - 8 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（①＋②の総数に含めることができる）
 - 9 医療的ケアを行う場合は、看護職員（①＋②の総数に含めることができる）
 - 10 主として難聴児を通わせる事業所には、上記1～7の他に次の従業員を置く。
（①＋②の総数に含めることができる。）
(1) 言語聴覚士 支援の単位ごとに4以上
(2) 機能訓練担当職員は、機能訓練を行うために必要な数
(3) 看護職員は、医療的ケアを行うために必要な数
 - 11 主として重症心身障害児を通わせる事業所には、上記1～7の他に次の従業員を置く。
（①＋②の総数に含めることができる。）
(1) 看護職員は、1以上
(2) 機能訓練担当職員は、1以上

- 【旧医療型児童発達支援センター】
- 1 診療所に必要とされる従業者 医療法に規定する必要数
 - 2 ①は、1以上
 - 3 ②は、1以上
 - 4 看護職員は、1以上
 - 5 理学療法士又は作業療法士は、1以上
 - 6 児童発達支援管理責任者は、1以上
 - 7 言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員

2 従業者の員数 (資料作成日現在) 単位：人

区 分			管理者 (施設長)	嘱託医	児童指導員 ①	保育士 ②	小計	栄養士	調理員	児童発達 支援管理 責任者	看護職員	機能訓練 担当職員	理学療法 士 又は 作業療法	合計
基準数							0							0
現員数	常勤	専従					0							0
		兼務												0
	非常勤	専従					0							0
		兼務												0
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【別表2】

従業者の状況（運営指導実施月の前々月の状況）

職 種	氏 名	業務に必要な資格 （研修の受講）等		経験年数（当年度4月1日現在）			常勤・ 非常勤 の別	専従・ 兼務 の別	兼務先事業所 （職名）	運営指導実施月の 前々月の勤務状況 （令和 年 月分）			備 考
				現事業所経験		他の社会 福祉事業 の 経験年数				合計	当該 事業所	兼務先 事業所	
		名称	取得（修了） 年月日	就任（就職） 年月日	勤務 年数								
※記載例 児童指導員	〇〇 〇〇	保育士	H22.5.1	R2.4.1	5年	5年	常勤 非常勤	専従 兼務	放課後デイ・△△ （児童指導員）	時間 160	時間 80	時間 80	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
			.	.	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務		時間 0	時間	時間	
合 計	名												

- （注） 1 事業所職員全員について記入すること（非常勤職員、登録ヘルパー等サービス提供している者全員について記入すること）。
 2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。
 3 「業務に関連する資格等」は、指定基準（人員基準）上必要とされる資格の取得（研修の受講）状況等について記入すること。
 4 「経験年数」の「現事業所経験」は、現事業形態の指定を受け、当該事業の職員として就任（就職）した日からの年数を記入すること。（月・日単位の端数は切り捨てて記入。）
 5 「運営指導実施月の前々月の勤務状況」について、事務員・調理員等、指定基準に定める以外の職員で、兼務の状況を書きにくい場合は合計時間の記入のみで可。

勤務時間表（運営指導実施月の前々月の状況）

(注) 1 運営指導実施月の前々月の勤務状況(実績)について記入すること。
2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。
3 「1週間に勤務すべき所定の勤務時間」は、直近月の実績にかかわらず、所定の勤務時間数を記入すること。(例:1日8時間×週5日勤務=40時間)

【別表 4】

利用料等の状況

(1) 障害児通所給付費（加算、減算）の請求状況

サービス種別	名称	過去 1 年間の請求件数（件）											
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
児童発達支援													
請求件数：計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本資料作成日の過去 1 年間の請求実績（加算減算名称及び請求件数）について下記の記入例を参考に記入すること。
 （請求事務等の都合により前月分を書きにくい場合は、前々月から 1 年間の状況で可。
 なお、過去 1 年間に実績がない場合は空欄とすること。）
- 2 「請求件数」について、1 月に 1 人の利用者に対して複数回請求した場合も（初回加算等）、1 件としてカウントすること。
 （延べ件数ではない。）

(記入例) 令和9年1月に運営指導を実施する場合

※資料作成日現在、12月分の請求をしていない場合は、11月までの1年間分（令和7年12月～令和8年11月）を記載する。

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月
児童発達支援	欠席時対応加算		1	1	1	1	1		2		1		1
	食事提供体制加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	送迎加算								2	2	2	2	2
請求件数：計		1	2	2	2	2	2	1	5	3	4	3	4

(2) 障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほかに利用者から支払いを受ける費用の状況

	費用の名称
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

- (注) 1 本資料作成日現在の状況を記入すること。
 なお、現在支払いを受けておらず実績がない場合は「該当無し」とすること。
 2 介護給付費・訓練等給付費及び地域相談支援給付費によって賄われるもの以外で利用者から支払いを受ける費用について、その名称（例：食材料費、日用品費など）を記入すること。
 3 費用が6種類以上ある場合は、代表的なもの上位6つを記入すること。

【別表5】

取組状況一覧（前年度分）

項目		計画の策定	従業者への 周知	保護者への 周知	定期的な 見直し	委員会	従業者への 周知	指針	研修	訓練	担当者	運営規程
業務継続 計画 (BCP)	災害								実施日を記入 ※年1回以上及び新規採用時（★）	実施日を記入 ※年1回以上		
	感染症								実施日を記入 ※上記回数に含む	実施日を記入 ※上記回数に含む		
非常災害対策										実施日を記入 ※定期的		
衛生管理						実施日を記入 ※おおむね3月に1回以上			実施日を記入 ※年2回以上及び新規採用時	実施日を記入 ※年2回以上		
身体的拘束						実施日を記入 ※少なくとも年1回			実施日を記入 ※年1回以上及び新規採用時			
虐待の防止						実施日を記入 ※少なくとも年1回			実施日を記入 ※年1回以上及び新規採用時			
安全計画									実施日を記入 ※少なくとも年1回	実施日を記入 ※少なくとも年1回		

（注） 1 実施している場合はプルダウンリストから○を、未実施の場合は×を、実施が不十分な場合は△を選択してください。

2 グレーで色付けされた部分は基準上、定めのない事項です。（記入しなくてよい）

3 「実施日を記入」と記載された欄の記入例：

4月1日と10月1日に実施した場合、4/1、10/1と記入してください。

★印…新規採用時には別に研修を実施することが望ましいとされています。

【別表 6】

(1) 身体拘束の状況

(資料作成日現在)

対象者 イニシャル	性別	年齢	施設利用 開始日	拘束の方法	拘束の理由	今後の処遇方針	家族等への 説明・同意	拘束に係る 記録
			拘束開始日					
			・				有・無	有・無
			・				有・無	有・無
			・				有・無	有・無
			・				有・無	有・無

(2) 苦情解決の仕組み

(資料作成日現在)

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職	氏名
苦情解決責任者	有・無	職	氏名
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等)	氏名
苦情解決のための要領（マニュアル）の整備			有・無

(3) 苦情解決仕組みの周知方法

(資料作成日現在)

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

(4) 苦情解決結果の公表方法

(資料作成日現在)

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

(5) 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	記録等の有無	
年 月 日		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
年 月 日		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
年 月 日		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
年 月 日		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
年 月 日		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無

- (注) 1 人身事故、財物事故を伴わない無断外出は除く。
 2 「事故等の内容・原因」は簡潔に記入すること。
 3 記載しきれない場合は別紙とすること。

(6) 消防計画の状況

(資料作成日現在)

消防計画作成 年月日	年 月 日 作成	消防署への届出 年月日	年 月 日 届出
職員への周知方法			
防火管理者 職・氏名		防火管理者選任 消防署への届出日	年 月 日 届出

(注) 職員への周知状況は、具体的な内容を記入すること。

(7) 避難確保計画 (注) の状況

(資料作成日現在)

要配慮者利用施設	該当 ・ 非該当	市町村担当課への 報告年月日 (左記「該当」 の場合)	年 月 日 届出
避難確保計画の 種類を○で囲む	洪水 ・ 土砂 ・ 津波		

(注) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に作成が必要。

(8) 消防訓練・防災設備点検の状況

(前年度実績)

区 分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※実施月に○印	消防訓練 (注)	避難												
		救助												
		通報												
		消火												
	避難確保計画に基づく訓練													
	専門業者等による 防災設備の定期点検													
	消防器具・避難経路等の 自主点検													

(注) 夜間又は夜間想定の避難訓練を実施した場合は、「○」ではなく「夜」を選択すること。

【別表 7】 定員超過利用の状況

※ 定員超過の状況の有無にかかわらず、必ず記入すること。

※ 「(1) 1日の状況」、「(2) 過去3か月の状況」ともに、事業所の利用定員に応じて①又は②のいずれかを記入すること。

(1) 1日の状況 (R 年 月分)

① 利用定員 50 人以下の事業所

利用定員

$$\boxed{} \text{ 人} \times \frac{150}{100} = \boxed{0} \cdots A$$

開所日ごとの利用者数 (人)

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

… B

月間の延べ
利用者数 (合計)

人

- (注) 1 運営指導実施月の前々月の状況 (実績) について記入すること。
 2 事業所内で支援した人数を記入すること。(施設外就労の人数は除く)
 3 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。
 4 「開所日ごとの利用者数」において、休日等については／(斜線) とするか、「休」等と記入すること。
 5 「空床利用型」事業所において、「利用定員」及び「利用者数」はそれぞれ当該入所施設全体の状況を記入すること。
 ★ 「開所日ごとの利用者数」についてはそれぞれの値を『B』とし、 $B \geq A$ となる日については、利用者全員について、当該1日分の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

② 利用定員 51 人以上の事業所

利用定員

$$\boxed{} \text{ 人} - 50 \times \frac{125}{100} + 75 = \boxed{} \cdots C$$

開所日ごとの利用者数 (人)

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

… D

月間の延べ
利用者数 (合計)

人

- (注) 6 運営指導実施月の前々月の状況 (実績) について記入すること。
 7 事業所内で支援した人数を記入すること。(施設外就労の人数は除く)
 8 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。
 9 「開所日ごとの利用者数」において、休日等については／(斜線) とするか、「休」等と記入すること。
 10 「空床利用型」事業所において、「利用定員」及び「利用者数」はそれぞれ当該入所施設全体の状況を記入すること。
 ★ 「開所日ごとの利用者数」についてはそれぞれの値を『D』とし、 $D \geq C$ となる日については、利用者全員について、当該1日分の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

(2) 過去3か月の状況（R 年 月 ～ R 年 月分）

① 利用定員11人以下の事業所

利用定員

$$\boxed{} \text{ 人} + 3 = \boxed{3} \cdots E$$

過去3か月の平均利用者数

$$\left(\boxed{} \text{ 人} + \boxed{} \text{ 人} + \boxed{} \text{ 人} \right) \div 3 = \boxed{0} \cdots F$$

〔 月〕 〔 月〕 〔 月〕

(注) 1 運営指導実施月の前々月を起点とした過去3か月の状況（実績）について記入すること。

2 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。

★ F > E となる場合は、利用者全員について、当該月（直前月のこと。3か月分の全てではない。）の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

② 利用定員12人以上の事業所

利用定員

$$\boxed{} \text{ 人} \times \frac{125}{100} = \boxed{0} \cdots G$$

過去3か月の平均利用者数

$$\left(\boxed{} \text{ 人} + \boxed{} \text{ 人} + \boxed{} \text{ 人} \right) \div 3 = \boxed{0} \cdots H$$

〔 月〕 〔 月〕 〔 月〕

(注) 3 運営指導実施月の前々月を起点とした過去3か月の状況（実績）について記入すること。

4 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。

★ H > G となる場合は、利用者全員について、当該月（直前月のこと。3か月分の全てではない。）の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

【別表 8】

前回運営指導の指摘事項の改善状況

過去に、児童福祉法に基づく運営指導、書面監査、監査等を受けたことがありますか。		有・無・不明
受けたことがある場合、その内容と改善状況（現在の状況）について下記に記載してください。		
区 分	指 摘 事 項	改 善 状 況（現在の状況）
運営指導 ・ 書面監査 ・ その他 （ ） 実施年月日 年 月 日	（改善報告を求める指摘）	
	（改善報告を求めない指摘）	

（注）記入しきれない場合は別紙とすること。